

関係協会長 殿

富山県土木部建設技術企画課長

緊急事態措置を実施すべき区域の変更に伴う工事及び業務の対応について

このことについて、別添のとおり国土交通省から通知がありました。富山県土木部においては、下記のとおり対応することとしましたので、参考までにお知らせします。

記

このたび、令和 2 年 5 月 14 日に、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言について、緊急事態措置を実施すべき区域（以下「対象地域」という。）が変更されたところですが、施工中の工事及び測量・調査・設計等の業務（以下「工事等」という。）における感染拡大防止措置等につきましては、引き続き、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について」（令和 2 年 4 月 9 日付け建技第 2 3 号）（以下「4 月 9 日付け通知」という。）の「2. 施工中の工事等における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等について」を踏まえ、アルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒、現場でのマスク着用、手洗い・うがいなど、感染予防の対応を行うとともに、施工に伴う三つの密の発生の回避や影響緩和の対策が講じられるよう受注者に対して周知を図るなど、適切なお対応を宜しくお願いします。

従事者の多くが対象地域から出勤している工事等については、引き続き、受注者からの申出に応じて協議を行い、工期の見直しや請負代金額の変更、一時中止等の措置を適切に行っていただくとともに、対象地域外における工事等については、4 月 9 日付け通知「1. 施工中の工事等における新型コロナウイルス感染症に係る一時中止措置等の対応について」のとおり、新型コロナウイルス感染症の罹患や学校の臨時休業等の感染拡大防止措置に伴い技術者等が確保できない場合、また、これらにより資機材等が調達できないなどの事情で現場の施工を継続することが困難となった場合の他、受注者から一時中止等の申出があった場合においては、一時中止等を希望する期

間のほか、受注者の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた取組状況、地方公共団体からの活動自粛要請等の事情を個別に確認した上で、必要があると認められるときは、特段の事情がない限り、受注者の責によらない事由によるものとして、工期の見直し及びこれに伴い必要となる請負代金額の変更、一時中止の対応等、適切な措置を行うようお願いいたします。

(事務担当 技術指導係)